資料１

関係法令・条例等

１　国土利用計画審議会の概要

（１）国土利用計画法第 38 条

（審議会等）

第三十八条　この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

２　審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（２）三重県国土利用計画審議会条例

昭和 49 年 10 月 4 日三重県条例第 46 号

［最終改正：令和 5 年 3 月 20 日］

（設置）

第一条　国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十八条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三重県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）を置き、その組織及び運営に関しては、同条第二項の規定に基づき、この条例の定めるところによる。

（組織）

第二条　審議会は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する委員二十二人以内をもつて組織する。

２　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

３　臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

（任期等）

第三条　前条第一項に定める委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

４　委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条　審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第五条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第六条　審議会に、幹事若干人を置く。

２　幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

３　幹事は、会長の命を受け、審議会の会務を処理する。

（庶務）

第七条　審議会の庶務は、地域連携・交通部において処理する。

（雑則）

第八条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

（３）三重県国土利用計画審議会運営規程

平成 11 年 12 月 22 日施行

［令和 5 年 3 月 6 日一部改正］

（趣　旨）

第１条　この規程は、三重県国土利用計画審議会条例（昭和４９年三重県条例第４６号。以下「条例」という。）第８条の規定に基づき、三重県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長の任期）

第２条　会長の任期は、選任された委員の任期とする。

２　会長がその職を辞し、又は委員を退任したとき、次回の審議会において会長の選任を行うものとする。

（委員及び臨時委員以外の者の出席）

第３条　会長は、必要があると認めたときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させて意見又は説明を求めることができるものとする。

（会議の原則公開）

第４条　審議会の会議は、これを原則公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当し、出席委員の過半数が認める場合は公開しないことができる。

（１）三重県情報公開条例第７条各号の規定に該当する情報に関し審議する場合

（２）会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

２　傍聴の要領については別途定める。

（議事録の作成）

第５条　審議会の会議については、議事録を作成し、議長が指名した委員２名がこれに署名するものとする。

２　議事録に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）会議の年月日及び場所

（２）議事の概要

（３）その他審議会の経過に関する事項

３　審議会の議事録は、三重県情報公開条例第７条各号の規定に該当する情報を除き、これを公開する。

（専　決）

第６条　会長は、審議会運営の効率化及び迅速化を図るため、国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、あらかじめ審議会の承認を得て、専決基準を定めることができる。

２　会長は、専決基準に該当する事項については、審議会が適当と認めたものとして取り扱うことができる。ただし、当該事項に係る事務処理の後、速やかに審議会委員に報告しなければならない。

（Ｗｅｂ会議システムを利用した会議への出席）

第７条　委員（臨時委員を含む。以下同じ。）及び第３条により会長が必要と認めた者は、審議会の会議に対面で出席することができない場合において、Ｗｅｂ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

２　Ｗｅｂ会議システムによる出席は、三重県国土利用計画審議会条例第５条第２項及び第３項に規定する出席に含めるものとする。Ｗｅｂ会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

３　Ｗｅｂ会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなった場合には、当該Ｗｅｂ会議システムを利用する委員は、音声が送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

４　Ｗｅｂ会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

なお、会議が非公開で行われる場合は、会長が議事に関係があると認めた者以外の者に視聴させてはならない。

（４）三重県国土利用計画審議会専決基準

平成 25 年 2 月 5 日制定

（趣旨）

第１条　三重県国土利用計画審議会運営規定第６条の規定に基づき、三重県国土利用計画審議会専決基準（以下「専決基準」という。）を定める。

（専決基準）

第２条　審議会が適当と認めたものとして取り扱う専決基準は、次のとおりとする。

（１）三重県土地利用基本計画の変更のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第５条により都市計画区域として指定されている又は指定されることが予定されている地域の拡大及び縮小に伴う都市地域の拡大及び縮小

（２）三重県土地利用基本計画の変更のうち、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第58号)第６条により農業振興地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域の拡大及び縮小に伴う農業地域の拡大及び縮小

（３）三重県土地利用基本計画の変更のうち、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第２条第３項

に規定する国有林の区域又は同法第５条第１項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められている又は定められることが予定されている地域の拡大及び縮小に伴う森林地域の拡大及び縮小

（４）三重県土地利用基本計画の変更のうち、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第２条第１号の自然公園として指定されている又は指定されることが予定されている地域の拡大及び縮小に伴う自然公園地域の拡大及び縮小

（５）三重県土地利用基本計画の変更のうち、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 14 条の原生自然環境保全地域、同法第 22 条の自然環境保全地域又は同法第 45 条第１項に基づく都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域の拡大及び縮小に伴う自然保全地域の拡大及び縮小

２　国土利用関係法令

（１） 国土利用計画法

昭和 49 年法律第 92 号

（国土利用計画）

第四条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とする。

（全国計画）

第五条　国は、政令で定めるところにより、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を定めるものとする。

２　国土交通大臣は、全国計画の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

３　国土交通大臣は、全国計画の案を作成する場合には、国土審議会及び都道府県知事の意見を聴かなければならない。

４　国土交通大臣は、前項の規定により都道府県知事の意見を聴くほか、都道府県知事の意向が全国計画の案に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

５　国土交通大臣は、全国計画の案を作成するに当たつては、国土の利用の現況及び将来の見通しに関する調査を行うものとする。

６　国土交通大臣は、第二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、全国計画を公表しなければならない。

７　国土交通大臣は、全国計画の案の作成に関する事務のうち環境の保全に関する基本的な政策に係るものについては、環境大臣と共同して行うものとする。

８　第二項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用する。（全国計画と他の国の計画との関係）

第六条　全国計画以外の国の計画は、国土の利用に関しては、全国計画を基本とするものとする。

（都道府県計画）

第七条　都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。
２　都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。
３　都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かなければならない。
４　都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
５　都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、都道府県計画を国土交通大臣に報告しなければならない。
６　国土交通大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
７　国土交通大臣は、第五項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、当該都道府県計画について意見を申し出ることができる。
８　国土交通大臣は、前項後段の規定による意見の申出があつたときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
９　第三項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。
（市町村計画）
第八条　市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。
２　市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとする。
３　市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
４　市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村計画を都道府県知事に報告しなければならない。
５　都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
６　前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。
（土地利用基本計画）
第九条　都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。
２　土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。
一　都市地域
二　農業地域
三　森林地域
四　自然公園地域
五　自然保全地域
３　土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。

４　第二項第一号の都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域とする。
５　第二項第二号の農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域とする。
６　第二項第三号の森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域とする。
７　第二項第四号の自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるものとする。
８　第二項第五号の自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。
９　土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものとする。
１０　都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関並びに国土交通大臣及び市町村長の意見を聴かなければならない。
１１　国土交通大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。
１２　都道府県は、第十項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が土地利用基本計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
１３　都道府県は、土地利用基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。
１４　第十項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更（政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

（２） 国土利用計画法施行令

昭和 49 年政令第 387 号

（全国計画、都道府県計画及び市町村計画の計画事項）
第一条　国土利用計画法　（以下「法」という。）第五条第一項 の全国計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　国土の利用に関する基本構想
二　国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
三　前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要
２　法第七条第一項 の都道府県計画を定める場合には、当該都道府県の区域における国土の利用に関し前項各号に掲げる事項について定めるものとする。
３　法第八条第一項 の市町村計画を定める場合には、当該市町村の区域における国土の利用に関し第一項各号に掲げる事項について定めるものとする。
（土地利用基本計画）
第二条　法第九条第一項 の土地利用基本計画には、縮尺五万分の一の地形図により同条第二項 各号に掲げる地域を定めるものとする。
第三条　法第九条第十四項 の政令で定める軽易な変更は、市町村の名称の変更、市町村の区域内の町若しくは字の区域の新設若しくは廃止若しくは区域若しくはその名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。

国土に関する諸計画の体系

